

寄居町

まちなか居住促進補助金

のご案内

補助金額

子育て世帯かつ39歳以下 80万円

子育て世帯 60万円 / 39歳以下 40万円

※中古住宅の取得の場合は上記の1/2の金額となります。

受付期間

令和8年4月14日(火) から 令和9年3月19日(金) まで

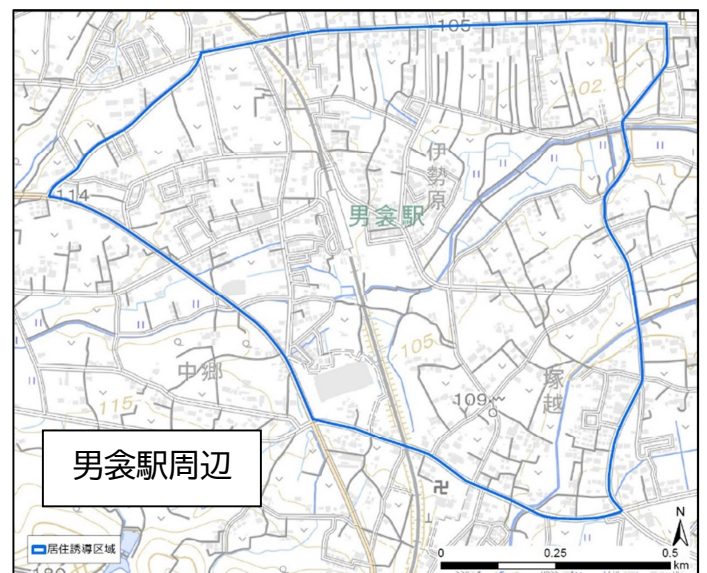
※補助申請額が予算額に達したときには受付を終了します。

補助要件

- 子育て世帯(令和8年度末時点で18歳以下の子どもと同居している)または令和8年3月31日時点で39歳以下の方
- 令和6年4月1日以降の契約に基づき、居住誘導区域内に新築住宅(敷地面積:150㎡以上)または中古住宅(延床面積:100㎡以上)を取得・登記していること
- 申請時点で、補助対象住宅の所在地に住所を定めている方
- 補助金の交付決定を受けた日から5年以上継続して、対象住宅を所有し居住すること
- 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- 過去に当該補助金「寄居町まちなか住宅取得支援補助金」及び「寄居町定住促進補助金」による補助金の交付を受けていないこと
- 世帯に寄居町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと
- 当該住宅の所有者または共有者が公共事業の補償により当該住宅を取得していないこと
- 【中古住宅のみ】新耐震基準の住宅であること
- 【中古住宅のみ】新築から2年以上経過している、もしくは既に人が住んだことのある住宅であること



居住誘導区域



申請手続および交付決定

※申請前にまちづくり整備課へご相談ください。

以下の申請書類を寄居町まちづくり整備課に提出してください。

- 寄居町まちなか居住促進補助金交付申請及び実績報告書(様式第1号)
- 申請者の世帯全員の住民票の写し(世帯主・続柄を載せたもの)(3か月以内)
- 建物登記の全部事項証明書
- 対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書等(コピー)
- 申請者及び世帯全員(中学生以下を除く)の寄居町における税の滞納がないことを証する書類(完納証明書)(3か月以内)
- 誓約書(様式第2号)
- 申請書類確認表(申請者確認欄で書類の不備がないかご確認ください。)

町が申請内容を審査し、申請者に交付または不交付の決定を通知します。

交付決定通知を郵送する際、請求書を同封しますので、14日以内に必要事項を記入の上ご提出ください。

補助の取消しおよび返還

補助金の交付決定を受けた日から5年以内に住宅を手放した、転居・転出した場合や、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときなどの場合には、補助金を返還していただく場合があります。

申し込み方法

寄居町公式ホームページにて、詳細な案内の確認や申請書のダウンロードができます。

また、寄居町役場2階まちづくり整備課の窓口にて申請書の配布および申請受付を行っています。

内容についてご不明な点がございましたら、寄居町まちづくり整備課までお問い合わせください。

その他

申請内容・居住状況の確認などのため、必要に応じて現地調査をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

また、この補助金を利用される予定の方は、フラット35の金利引下げを受けることができます。詳細は「フラット35 寄居町」で検索してください。

<お問合せ先>

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1
寄居町役場 まちづくり整備課

TEL:048-581-2121(代表)

FAX:048-581-1173

可能性 ∞ むげんだい

